

I 教育関連計画

1 各計画等の位置付けについて

(1) 伊丹市教育大綱（令和3～6年度）

平成27年4月より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、首長と教育委員会の協議の場としての「総合教育会議」の設置や、教育の目標や施策の根本的な方針である「教育大綱」の策定が首長に義務付けられました。

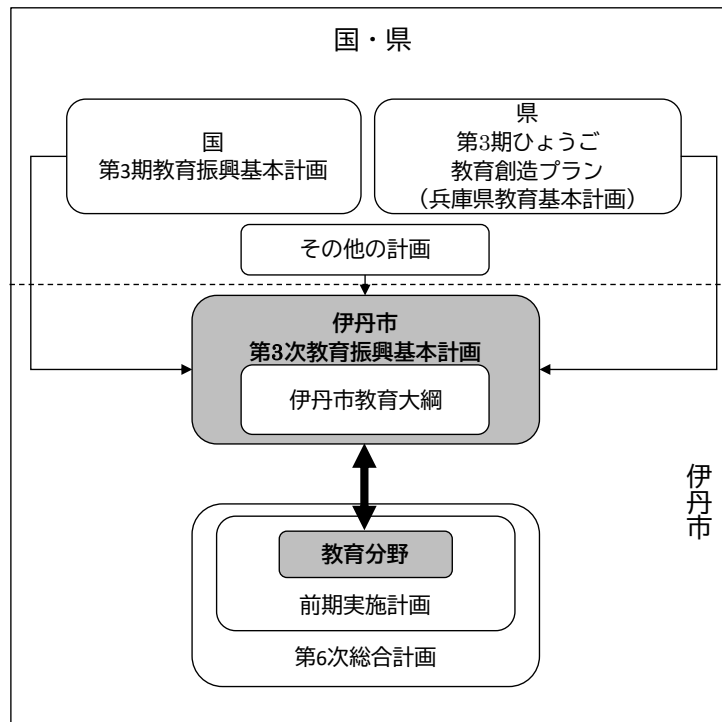
本市では、「総合教育会議」において、市長と教育委員会で協議・調整を経て、平成27年6月に「伊丹市教育大綱」が策定され、令和3年3月で計画期間が満了します。ついては、令和2年12月の「総合教育会議」において令和3年度より「伊丹市第3次教育振興基本計画」の第3章「伊丹市の教育がめざす姿」が本市の教育における施策の根本の方針となることから、本章を新たに「伊丹市教育大綱」として位置づけることとしました。

(2) 伊丹市第3次教育振興基本計画（令和3～6年度）

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、そのうち、第3章「伊丹市の教育がめざす姿」は、上記(1)のとおり「伊丹市教育大綱」としても位置づけています。

また、本計画は、第6次伊丹市総合計画に掲げる教育に関する部門の計画としても位置づけ、同計画を補完するもので、「第6次伊丹市総合計画 前期実施計画」の教育に関する部分を、その事務事業部分として充てるものです。

<関連計画のイメージ図>



(3) 伊丹の教育<基本方針と主要事業> (本冊子)

第6次伊丹市総合計画の前期実施計画のうち、教育委員会所管部分を教育の事業実施計画としています。そのうち主要な事業について、教育基本方針と併せて、分かりやすく示すために本冊子を作成しています。

取組内容が年度ごとの前期実施計画と整合するように作成しています。(実施計画は、市総合政策部政策室ホームページの『第6次総合計画』のページに掲載。)

(4) 伊丹の教育<実施報告と点検評価>

毎年、各事業の実施状況や指標の進捗状況等について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定められている、点検及び評価を実施するために作成しているものです。

2 対象範囲

本市教育委員会が所管する幼児教育・保育、学校教育、家庭教育、青少年教育、生涯学習、人権教育などに関する施策や事業とします。

3 関連計画の対象年次

年度	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
国	教育振興基本計画									
	第3期 (H30-R4)									
県	ひょうご教育創造プラン									
	第3期 (H31-R5)									
市	伊丹市総合計画									
	第5次		第6次 (R3-R10)							
	伊丹市教育大綱									
	第1次		第2次 (R3-R6)				教育の部分を教育振興基本計画に位置づける			
	伊丹市総合計画実施計画									
	第5次		第6次・前期 (R3-R6)				第6次・後期 (R7-R10)			
伊丹市教育振興基本計画										
第2次		第3次 (R3-R6)								

4 計画の推進

実施計画の推進にあたっては、客観的データ(E)を基に、「P(計画)→D(実行)→C(評価)→A(改善)のサイクル」を確立することによって、断続的な改善を図る。

